

人権教育の現状と今後のあり方の検討

——高等学校と教職課程「教育行政論」の実践を通して——

鳴 海 昌 江

人権教育の現状と今後のあり方の検討

——高等学校と教職課程「教育行政論」の実践を通して——

鳴 海 昌 江

目次

1. はじめに
2. 人権をめぐる教育の動向
3. 学習指導要領と人権教育
4. 高等学校における実践
5. 教職課程「教育行政論」での実践
6. おわりに

【要旨】

現代社会には、病気や障害だけではなく女性であることやLGBT、外国人など、進学や就職などで不利益な扱いを受けている事例が散見される。また、ヘイトスピーチの問題や匿名でのネット社会には、偏見と差別意識が満ちている。

それを変えていくには、他人を尊重し、「人権」という視点で物事を考えられる感性を教育の場で涵養しなければならないと強く感じている。

「人権が保障されているとはどういう状態なのか」を示し体感させ、「どうすれば実現するのか」を深く考える教師の養成を目指し、生徒一人一人の人権尊重とともに、いじめや体罰が人権を侵し心を深く傷つける行為であることが共通理解されること。そして、学校が安心できる場であることを願って本稿を書き上げた。

実践例として、「新川地区学校・地域連絡協議会～小中高3校種と地域の連携～」など、新川高校生徒会を中心とする人権教育の実践、また、教職課程で実施している「教育行政論」における「人権教育」について紹介している。

1. はじめに

公立学校に社会科、地歴公民科の教師として35年間勤務し、最後の10年は管理職として児童生徒の教育に向き合ってきた。

その中で、私の教育観を大きく変えたのは、札幌市立山の手養護学校高等部で出会った生徒たちとの10年間であった。

小学校、中学校での7年間の勤務を経て、山の手養護学校高等部に勤務することになった。

私には学級担任、また学年の一員として全力で子どもたちと向き合ってきたという自負が少なからずあった。今から30年前の中学校は校内暴力の嵐が吹き荒れた時代であり、生徒指導の名のもとに、力で抑える指導が行われていたこともままあった。中学校で先輩教師を見て学んだそれらの指導を肯定はしなかったが否定もしなかった。

しかし、山の手養護学校で教育観は一変した。病気と学業を両立させるため、発熱や痛みにも耐えながら病棟で療養生活を送り、廊下

キーワード：人権教育 教育行政論

続きの小さな学校で学ぶ生徒たちの現実と向き合い、特に健常な生徒と同じようには進路を選択できずに悩み、こっそりと涙を流す生徒の姿に接した。

進路指導部長として大学や就職先、入所する施設などを訪問し生徒の現状と社会の間に立ちただかる高い壁を思い知らされた。生徒の中には諦念や自虐があった。また、壁を乗り越えようとする者の中には、スロープのない職場で、車いすを引っ張り上げながら階段を這って上ったという話をする者もいた。

彼らの人生の重さが、普通教育で「学級」として子どもたちを見がちであった私に、一人一人を尊重されるべき「個」として見る目を持たせてくれた。

そして学校がすべての子どもたちにとって、将来に希望をもって学ぶ場であり、一人の人間として「人権」が尊重される場でなければならないとの信念を持つに至った。

国連総会において、「子どもの権利条約」が採択され、日本でも一部の条項を除き批准された。各地方自治体では、独自の取り組みも行われている。本稿は、公立学校の教員として、人権教育に取り組んだ実践とともに、北星学園大学教職課程における、「教育行政論」での「人権教育」の取り組みをまとめたものである。

2. 人権をめぐる教育の動向

2-1 世界の動向

国連総会における世界人権宣言の採択(1948年)から今日に至るまで、人権に関する様々な条約が国連総会において採択され、人類の平和と幸福にとって礎となる人権保障のための活動が続けられてきた。

また、人権保障の実現は「人権教育」の充実が不可欠であるとして、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)の実施、また、2004年12月には国連総会において「人

権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言が採択され、「第1フェーズ行動計画」(2005～2009年)では初等中等教育における人権教育がテーマとして実施され、「第2フェーズ行動計画」(2010～2014年)で、高等教育のための人権プログラム及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムが実施された。現在第3フェーズ計画の実施が推進されているところである。

「障害者権利条約」(2006年 批准2014年)もまた日本に大きな影響を与えた。「インクルーシブ教育」とそれを支える「合理的配慮」という言葉が教育の世界のみならず一般社会でも、障害者の学びや就労を保障するキーワードとして認知されてきている。

2-2 日本の動き

日本国内では、日本国憲法の三大原理のひとつである基本的人権の尊重の精神をもとに「児童の権利に関する条約」等の諸条約を締結し、様々な施策を行い、また教育基本法に基づき「人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育」を推進してきたが、内容的には条約の批准のための制度改正にとどまり、その成果は限定的なものと言わざるを得ない。

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕はじめに」¹⁾で次のように総括している。「しかしながら、〔人権教育・啓発に関する基本計画〕(平成14年3月閣議決定。以下、「基本計画」という)でも指摘されているように、生命・身体の安全に関わる事象や不当な差別など、今日においても様々な人権問題が生じている。特に、次代を担う児童生徒(幼児を含む。以下同じ)に関しては、各種の調査結果に示されているように、いじめや暴力など人権に関わる問題が後を絶たない状況にある。さらには、児童生徒が虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化している」

とし、様々な人権問題が生じている背景として、人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」があり、社会の急激な変化などとともに、「より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないこと」等を挙げている。

さらに、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとしている。

現状の取り組みとしては、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを示している。

2-3 人権教育の現状

人権教育については、調査研究会議で、平成16年6月の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」において、「人権教育とは何か」ということをわかりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示し、〔第二次とりまとめ〕では、都道府県・政令指定都市教育委員会から人権教育の実践事例を収集し分析・検討、主として理論的な観点からの検討を進め、平成18年1月に公表した。「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、指導事例の充実を図り〔第三次のとりまとめ〕して平成20年3月に公表した。※第三次とりまとめ（概要）※右図

次に、各都道府県、政令指定都市の人権教育資料について、文部科学省が取りまとめた「人権教育指導資料一覧」【都道府県教育委員会】【指定都市教育委員会】をもとに、各教

育委員会のホームページからダウンロードできる各資料について、取り扱われている内容がどのようなものかを検討した。

北海道教育委員会では、全部で16種類の資料が作成されておりその内訳は、研修資料(2)、啓発資料(6)、指導資料(5)、実践事例集(3)となっている。

取り扱われているテーマは、いじめについて扱ったものが12となっており女性、子供、障害者、アイヌの人々が各1種類、性的・性自認の2を大きく上回っている。また、29年度には人権教育全般を取り扱った資料が作成されている。札幌市は、指導資料(5)が作成され、その内訳は、子ども(3)、インターネットによる人権侵害(1)、性的・性自認(1)となっている。札幌市「子どもの権利条例」を浸透させるため、子ども未来局を担当部署として作成されたものである。

資料の約70%が、個別具体的な人権に関

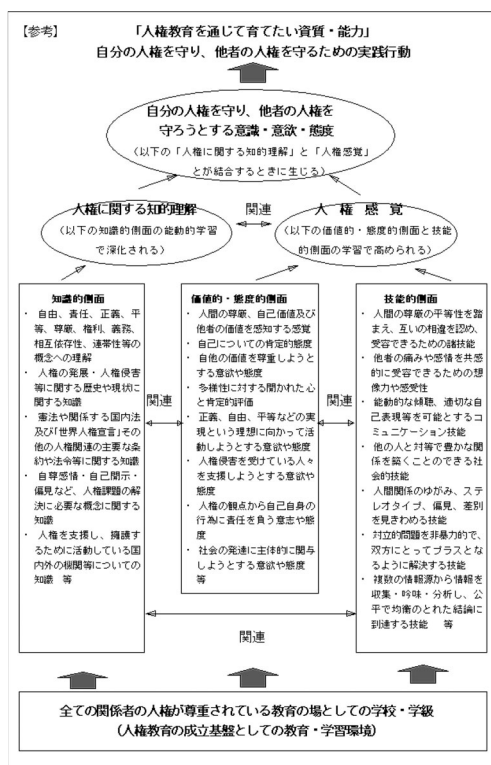


図1 第三次とりまとめ概要（文部科学省 HP）

世界の動き	国・文科省・自治体の取り組み
<p>「世界人権宣言」(1948 年)</p> <p>「国際人権規約」(1966 年 1979 年批准 一部留保)</p> <p>「人種差別撤廃条約」(1965 年 批准 1995 年)</p> <p>「女子差別撤廃条約」(1979 年 批准 1985 年)</p> <p>「児童の権利に関する条約」(1989 年 批准 1994 年一部留保)</p> <p>「人権教育のための国連 10 年」(1995～2004 年)</p> <p>「人権教育のための世界計画」</p> <p>第 1 フェーズ行動計画(2005～2009 年)</p> <p>初等中等教育における人権教育</p> <p>第 2 フェーズ行動計画(2010～2014 年)</p> <p>高等教育のための人権プログラム及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム</p> <p>第 3 フェーズ行動計画(2015～2019 年)</p> <p>第 2 フェーズのテーマ継続</p> <p>「障害者権利条約」(2006 年 批准 2014 年)</p>	<p>日本国憲法(1946 年)</p> <p>教育基本法(1947 年 2006 年全面改正)</p> <p>児童憲章(1951 年)</p> <p>「アイヌ文化振興法」(1997 年)</p> <p>「ヘイトスピーチ解消法」(2016 年)</p> <p>「同和対策事業特別措置法」(1969 年)</p> <p>学習指導要領の改訂(1989 年)</p> <p>中学校技術・家庭科の男女別学習廃止</p> <p>高等学校家庭科男女共修</p> <p>「男女共同参画社会基本法」(1999 年)</p> <p>「児童虐待防止法」(2000 年)</p> <p>各自治体における「子どもの権利条例」制定</p> <p>例) 札幌市子どもの権利条例</p> <p>川西市子どもの人権オンブズパーソン条例</p> <p>「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画</p> <p>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000 年)</p> <p>「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002 年)</p> <p>人権教育の指導方法等の在り方について[第一次取りまとめ](2004 年 6 月)</p> <p>人権教育の指導方法等の在り方について[第二次取りまとめ](2006 年 1 月)</p> <p>人権教育の指導方法等の在り方について[第三次取りまとめ](2008 年 3 月)</p> <p>「障害者差別解消法」(2013 年 5 月)</p> <p>インクルーシブ教育 合理的配慮</p> <p>「部落差別解消推進法」(2016 年)</p> <p>「教育機会確保法」(2017 年)</p>

図 2 【人権教育に関する動向まとめ】

する課題についての指導資料、指導教材、実践事例集となっており、家庭や地域向けの啓発資料とともに「いじめ」や関東以西の「同和問題」首都圏の「外国人」など、その地域の人権問題を具体的に扱い対応しようとする意図が見える。例えば「アイヌの人々」という課題は、北海道以外では網羅的に編成された資料を除いては作成されていない。

また、1都2府15県で人権課題を網羅した指導資料または教材が作成されている。

これらの資料については、研究指定などを受けた学校を中心に、実践事例を提供し、教育委員会が中心となった編集委員会で作成され配布されることが多い。しかし、その多くが学校において十分に活用されているかどうかは不明である。

3. 学習指導要領における人権教育

3-1 問題意識

学習指導要領は、学校の教育課程の基準となっており、子どもたちが学ぶ各教科等の目標や内容を告示として定めた大綱的基準である。ほぼ10年ごとに改訂が行われている。

教育内容を定めた学習指導要領において、「人権教育」がどのように位置づけられているのかを調べるため、前々回（平成10年～11年改訂）、前回（平成20年～21年改訂現行のもの）、そして今回改訂の学習指導要領総則を比較検討し、「人権」に関する記述についてまとめた。

3-2 小・中学校第6次改訂（平成10年～11年）

第6次の改定は、中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（平成9年6月）を受けたものである。「個人の多様な選択を認める豊かな成熟社会にあっては、教育においても、子どもたち自身、あるいはその保護者が、主体的に選択する範囲を拡大していくことが必要となる」 「全

員一斉かつ平等に」という発想を「それぞれの個性や能力に応じた内容、方法、仕組みを」という考え方に転換し、取組を進めていく必要がある」とし、中高一貫教育制度の導入等が実施された。

また、「基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの〔生きる力〕の育成」が掲げられ、教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設が行われたものである。

「人権教育」に関わる記述としては、小中学校の「道徳」において、の目標に示されている。

小学校5年、6年

[4 主として集団や社会とのかかわりに関すること]の項目(2)において「だれに対しても差別することや偏見を持つことなく公正、公平にし、正義の実現に努める」

中学校では、

[2 主として他の人とのかかわりに関すること]の項目(4)で「男女は互いに異性についても正しい理解を深め、相手の人格を尊重する」

[4 主として集団や社会とのかかわりに関すること]の項目(3)において「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める」が該当するのみである。

2003年実施の国際学力テスト（学力到達度調査＝PISA）の順位が急落するなどの状況を受けて「ゆとり教育」と国民の批判を浴びることとなった学習指導要領ではあるが、21世紀の「知識基盤社会」(knowledge-based society)への対応という意味において「生きる力」を育むという理念は決して間違ったものではないと私は思っている。しかし新設の「総合的な学習」の内容に「人権」に関する記述がないことから、「生きる力」の根底に「人権尊重」の考え方が取り入れられていないことが読み取れる。

3-3 小・中学校第7次改訂(平成20年～21年)

第7次の学習指導要領は、教育基本法改正等により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定されたことを受け、「ゆとり」か「詰め込み」かではなく、これからの社会において必要となる、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」をより効果的に育成することが改定のテーマとなった。

「生きる力」の育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスが謳われ、授業時数増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入がなされた。

「生きる力」は、全人的な資質や能力のことを指し、中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性及びたくましく生きるための健康や体力」としている。

また、OECDのPISA型の学力との関連において言及されることも多く、PISA調査における主要能力(キー・コンピテンシー)の中でも、「多様な社会グループにおける人間関係形成能力(自己と他者との相互関係)、共感する力・協働する力・紛争を処理し解決する力」「自立的に行動する能力(個人の自律性と主体性)[PISA調査:問題解決能力]」とリンクするものと考えられる。これらの資質・能力は「人権教育」においても重要な要素と言えるものである。

しかし、学習指導要領の人権にかかわる記述は、実は前回改定のものとは変更はなく、残念ながら道德の目標内容に同じ内容が記述されているのみであった。

3-4 小・中学校第8次改訂(平成30年～)

平成28年12月の中央教育審議会答申を受けて改訂された新学習指導要領は、30年度幼稚園、32年度小学校、33年度中学校、34年度高等学校と順次実施されていく。

この改定では、第4次産業革命を迎え、IoT、AI(人工知能)、ビッグデータ、ロボットなど、急速な変化が、私たちの見えないところで進行していることを踏まえ、「将来の予測が難しい社会の中でも、未来を作り出し、行くために必要な資質・能力を確実に育む教育」、「未知の社会を生き抜く力を育む教育」という視点のもと改定が行われている。

「生き抜く力を育む」という理念の具体化には、「生きて働く“知識・技能”の習得」、「未知の状況にも対応できる“思考力・判断力・表現力等”の育成」、「学びを人生や社会に活かそうとする“学びに向かう力・人間性”の育成」の3本の柱を偏りなく実現することだ、としている。

今回の学習指導要領改訂の大きな特色ともいえるのが、アクティブ・ラーニング(学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」に置き換えられている)と情報活用能力(プログラミング教育を含む)である。すべての学びにおいて「主体的・対話的で深い学び」を取り入れた授業改善を行うとともに、授業改善の一環として「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」とある。つまり、「主体的・対話的で深い学び」と「情報活用能力の育成」はすべての教科・学習の場面で計画的に取り組むべきであるとしている。

人権教育についての記述も、前回、前々回とは違い、総則に「不登校児への配慮」が新設され、[第5 学校運営上の配慮事項]では、障害のある子どもたちとの連携・交流を通し、ともに尊重し協働していく態度の育成が強調

されている。

「特別の教科道徳」においては、[公正、公平、社会正義]の項目が新設された。5、6年生のみであった記述が下学年にも追加され、差別や偏見を持つことなく集団や社会とのかかわりを持てるようにすることが強調されている。小学校では、[よりよく生きる喜び]が新設され、人間としての良さを見出していく態度を重視している。

3-5 まとめ

人権は、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」と定義される(人権擁護推進審議会答申(平成11年))。また、「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と説明している。

教育基本法においても人権に関する条文があり、学習指導要領にもその基本理念は生かされている。しかし、残念ながら教科、教科外を通じて、「道徳」以外に目標や、内容に「人権教育」の記述はなく、今回改定で、一部に記述されていることは前進ととらえたい。

「人権」は資料を読み、教師の説明を聞いただけでは理解することは不可能である。子どもたちが自分事として人権を理解し、行動できるかという視点が大切である。ソクラテスの言うように「理解したとはそのように行動できること」である。そしてできるようになるためにはやってみる体験が必要不可欠である。そのためには、身近で具体的な事柄に関連させ、仲間や地域の大人、時には普段接することがないが影響力のある人物等に体験的に学ぶことが大切である。

「人が生まれながらに持っている必要不可欠な様々な権利」を、人とはどのような存在なのか、権利とは個別の意義を持ちながら相互に関連しどれが欠けてもいけないことを具

体的に考えることが必要となる。

人権は、顕在的カリキュラムで学ぶ部分よりも、潜在的(ヒドゥン)カリキュラムが大きな影響を及ぼす分野であると考えている。

そのことは、以下のことから明らかである。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。)では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(第2条)」をいうものとしている。また、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、人権教育について「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として(a)知識及び技術-人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、(b)価値、姿勢及び行動-価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、(c)行動-人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。」第三次まとめより

すなわち、人権教育では、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学ぶとともに「人権感覚」(人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚)の育成が大切となる。そして涵養された人権感覚を基盤として、人権意識を持ち、人権を尊重する態度を自己の中に育て、自分と他人の人権を擁護する行動や人にやさしい社会、生きづらさを抱える人に対する寛容な社会を構成する一員として成長していくことが望まれる。

それは学校だけの問題ではなく家庭や地域、社会の影響が大きいことは言うまでもない

4. 高等学校における実践

4-1 実践に至る経緯

札幌市における人権教育推進事業で、「子どもの権利に関わる学習活動」をテーマに研

究指定を受け、平成25・26年度の2年間にわたり実践した事例を紹介する。

札幌市は、平成20年11月に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(子どもの権利条例)」を制定(平成21年4月施行)、子ども未来局を中心に子どもの人権を推進している。教育委員会においても平成23年より「人権教育推進事業」として、「アイヌの人々」「男女平等」「性に関する学習」「人権教育を基盤とした学校づくり」等の課題を設定し、「学校外の人材等を活用した、子どもにとってより実感を伴う人権教育の在り方等に関する実践研究」を研究課題として事業を推進してきた。

私は、札幌市立高等学校・特別支援学校で特別活動部長連絡協議会担当、また当会会長としての立場にあったことから、校長の理解を得て、かねてより問題意識を持ち研究してきた人権教育に取り組む機会を得た。

この2年間は、札幌新川高等学校の生徒会と放送局の生徒たち、当時の特別活動部長榊田高德教諭(現札幌新陽高等学校副校長)の意欲と創意溢れる活動に支えられながら充実した実践を行うことができた。高校生の活動を横と縦と斜めに広げながら、家庭や地域との連携を構築し、自立した市民としての成長を促すことで、自己肯定感を高め自分の存在意義を確固たるものにすることが子どもの人権意識を高める結果になるという仮説のもとに実施したものである。まずその概要を紹介する。

4-2 「生徒会リーダー交流会から生まれた雪まつりボランティア」～地域と市立高校8校の連携～

4-2-1 生徒会リーダー交流会

「市立高校全体で取り組めるボランティア活動はないだろうか?」(藻岩高校)という生徒からの提案を取り入れ、「いま私たちができること ～市立高校の挑戦～」をテーマに平成25年度の札幌市立高等学校生徒会

リーダー交流会を開催することとした。

札幌市立高等学校の生徒会リーダー交流会は、生徒会がリーダーとしての自覚を持ち、意欲的に生徒会活動に取り組むことを目指し、生徒会リーダーの交流と情報交換の場として平成13年度から開催されている。

「市立高校全体で取り組めるボランティア」をテーマに協議を行う際、札幌市の市民自治推進課と子どもの権利推進課のご協力を仰ぎ、市民の一人として社会貢献に対する幅広い視点を身につけ、企画書の作成を通して地域の課題解決に積極的にかかわる意識が高まった。午前の講話をもとに午後のグループ研修では、ボランティアに関わる「企画書作り」コンテストを行った。発表されたボランティア企画をいくつか紹介する。

- A 市立高校で雪まつりの雪像作りをする。平岸高校に雪像のデザインをお願いするなど。
- B 小学校の通学路で「キャンドルロード」を作り、通学の安全確保と景観を楽しむ。
- C 「楽しく気軽にやれるボランティア」を検討した。雪かきをしながらかまくらをつくる、落ち葉拾いをしながら焼き芋を食べるなど。
- D 市立高校合同のフェスティバルを行う。
- E 美化活動とペットボトルのキャップ回収。春、秋の二回ゴミ拾いを行うなど。
- F 町内会との連携を深め四季折々のイベントを開催。
- G 子どもを対象にボランティア活動を行う。
- H 「つながる」ことを目的とした活動を行う。春は花植え、冬の餅つきや凍結通学路の砂まきなど。



活発なグループワークが行われ、各グループの発表会では、思い思いのアイデアに盛り上がった。

札幌市子どもの権利推進担当係長原孝夫様より、子どもとの交流を中心にボランティア活動を展開することは、子どもの権利推進にも大きな意味を持つこと。また、札幌市市民自治推進課地域支援担当係長小澤宏亘様より、「地域交流としてのボランティア」を考えると、そこに人が集まらなくても、そこで何をすることが大事だ。ボランティアの参加人数や規模は考えなくてよい。また、すでに行っているボランティアから学ぶのも大事であるとの講評をいただいた。

参加生徒の中から、市立高校全体でぜひ実現したいとの声が上がリ、市立高校全体で取り組むボランティアの試行として、生徒会役員を中心に札幌市最大のイベントである雪まつりボランティアを実施することとなった。

4-2-2 雪まつりボランティア

実行委員会の事務局を新川高校生徒会とし、12月に2回、各校生徒会代表者による協議を行い、市民自治推進課から頂いた事業への予算をもとに、各校のスクールカラーを取り入れた「のぼり」や校章入り軍手の作成、一般生徒への参加呼びかけ等を決定し、市民自治推進課、青少年女性活動センター等のご協力を得ながら実施に向けて準備が進められた。



2月8日（土）晴天のつどい会場において、市立高校8校149名がボランティアを実施した。市民や外国人、そして多くの子どもたちに喜んでもらえたことや、斜め上の先輩である大学生や地域の方々と一緒にボランティアを行ったことで、学ぶことも多く、生

徒たちには高い達成感や満足感がみられた。

生徒会の生徒からは、「市立高校で交流をしつつボランティアができてよかった。子どもたちに喜んでもらえていい体験ができた。夏祭りや落ち葉ひろいなど、さらにボランティアの活動を増やしていきたい」などの反省があり、また、参加生徒からは、「生徒会の生徒たちがこのようなことを企画して実行したのがすごいと思う。他校の生徒とも仲良くなれた。また、参加したい」などの声が多数あった。

行政と連携し、専門的な立場から講話をいただいたことで、人権への理解が深まり、意識付けができたことは大きな成果であり、さらに、実際に行動し体験することを組み合わせることによって、生徒の中に理論に裏付けられた実践的な力が育成されたものと考えている。



課題として、このような事業は継続してこそ価値があることから、札幌市市民自治推進課、地域の町内会等とのさらなる連携体制を構築していくことがあげられる。校長としてかかわった27年度に、夏のボランティアとして大通公園でのごみ拾いを実施した。これらの事業は、私の手を離れてからも市民自治推進課のご協力のもと後任の担当者によってさらに発展的に継続されている。

この行事を通し8校の生徒たちは、横のつながりを意識し、課題を見つけ解決することの楽しさと自己肯定感の高まりや達成感を体験的に得ることができた。特に、事務局として雪まつりボランティアを中心となって推進した新川高校生徒会は自信を深め、次年度、地域における小中高の連携を目指す新川地区学校・地域連絡協議会の実現へ繋がったものと考えている。

4-3 新川地区学校・地域連絡協議会 ～小中高3校種と地域の連携～

4-3-1 活動のねらい

発達段階の違う異校種の児童生徒が合同で地域と連携したボランティア活動を実施することで、子どもたち全体で、地域の課題を自ら考え解決する態度を育てること、また、高校生としてまちづくりに積極的に参加することで、自他を尊重し、豊かな社会を築く実践的態度を身に付け、社会参加意識や高校生としてのあるべき自発的な態度を涵養することをねらいとして事業を実施した。

担当者として異校種間連携事業に期待したことを列挙する。

- ① 各校の児童生徒の交流がすすめられることで、すべての学校と地域全体の交流が進展すること
- ② それぞれの発達段階の視点で地域の課題と一緒に取り組むことで、異年齢の子ども達の相互の理解が深まり、助け合いや思いやりの心が涵養されること
- ③ 小中高、それぞれの児童・生徒が、各々のできる範囲で地域貢献活動に参加し、自立した札幌人として成長する芽が育つこと
- ④ 教師間で、異校種の文化の違いやそれぞれの指導の良さを学び合い、人材や資源を相互に活用し合える豊かな学びの環境を作ること
- ⑤ 地域の課題に取り組み、子どもたちとともに考え、活動を支援していくことも、子どもたちを大きく育てるひとつの方法であることを、地域の大人が共通理解すること

4-3-2 取り組みの概要

新川高校は、新川小学校・新川西中学校と隣接し、新光小学校も徒歩数分という地域に位置している。

これまでも2つの小学校とは、学校祭に6年生を招待する、小学校の学校行事に新川西

中学校とともに吹奏楽部が出演するなど交流を行ってきた経緯がある。また、新川西中とも部活動等を通じ交流を行ってきた。

これらを一歩進め、4校で地域と連携し、新川地区のまちづくりに小中高それぞれの課題意識をもって参画し地域に貢献していこうという呼びかけを新川高校生徒会が小中学校児童会・生徒会に行い「新川地区学校・地域連絡協議会」を立ち上げた。



第 1 回連絡協議会

会議の様子



新川高校で行われた第1回連絡協議会では、地域のために自分たちに何ができるかを生徒会、児童会の代表が集まって、町内会、まちづくりセンター、札幌市教育委員会の指導主事の助言を受けながら協議した。日課表の違う3校種が一堂に会するのは時間調整等で大変な面もあったが、2回の連絡協議会で、取り組みの内容が決定した。

【地域の危険箇所、地域での見守りが必要な場所などを調査しての地域マップ作成】

小中高をグループ핑しての現地調査活動





落ち葉拾いが終わり、学校ののぼりを手に集合する子どもたち

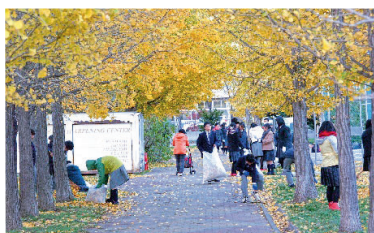


作成された町内の危険マップ

このほかに、【町を元気にする標語づくり】も実施され、高校生が小学生から集めた大量の標語を審査し、優秀作品は地域や学校に掲示した。

【落ち葉ひろいボランティア】

新川高校生徒会が毎年行っている秋の落ち葉ひろいを4校で実施した。



落ち葉拾いボランティアの様子



生徒会は、様々な年齢構成による連絡協議会を中心となって運営し地域の課題解決に積極的に取り組むことで、子どもの権利としての社会参加や自発的態度を身に付けることができたと考えられる。3校種及び地域の方々と会議し、実際に足を運び現地を調査するなどの体験を通し、より良い社会の実現を目指し社会に貢献していこうとする態度を身に付けることができた。また、異年齢の集団での実践によって、年齢を超えて一人の人として意見を尊重しあうことを学ぶ機会となった。

5. 教職課程「教育行政論」での実践

「教育行政論」における人権教育に関わる講義は、以下のシラバスで太字で示した8回になる。

「教育行政論シラバス」

第1回 **オリエンテーション**、教育行政論の授業のねらいと進め方を学校をめぐる諸課題を踏まえ説明する

第2回 **憲法と教育基本法及び国際教育法**について理解する

第3回 **教育を受ける権利と義務教育**について理解し、具体例として不登校への対応を考察する

第4回 **教育行政を動かす組織と教育政策形成及び教育財政のしくみ**を理解する

第5回 **教育委員会制度の理念としくみ及び今日的課題**について理解する

第 6 回 教育課程と学習指導要領, 教科書採
 択のしくみを理解する

第 7 回 日本の公教育制度のしくみと学校制
 度改革のあゆみ及び私立学校の法制度・政策
 について理解する

第 8 回 教職員制度と教師の仕事について理
 解し, 教師の資質向上, 働き方改革等具体的
 な課題を考察する

第 9 回 学校組織と学校経営の年間の流れ。
 学校評価と PDCA サイクルによる自律的な
 学校改善について理解する。

第 10 回 学級経営の実際と効果的な取り組
 みの例を学び理解する

第 11 回 開かれた学校づくりに見る, 学校・
 家庭・地域の連携と協働について理解する

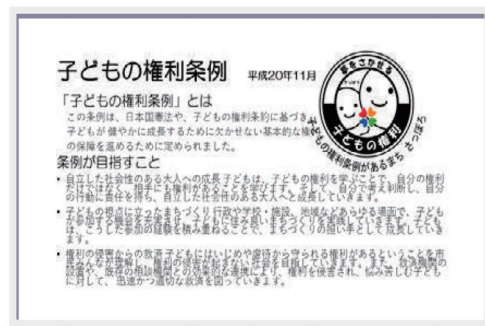
第 12 回 学校における安全と危機管理のあ
 り方について具体的事例をもとに理解する

第 13 回 学校をめぐる諸課題についての討
 論 (1) いじめへの対応

第 14 回 学校をめぐる諸課題についての討
 論 (2) 子どもの貧困と若者支援

第 15 回 教育政策の変化や改革の新動向に
 ついて及び全体のまとめ

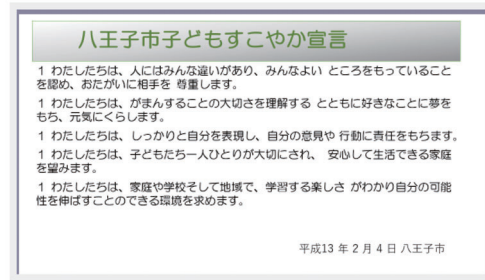
第 2 回には, 日本国憲法における関係条文
 について理解させるとともに, 「世界人権宣
 言」から「障害者権利条約」までの流れを日
 本の動きと対比させながら学び, 国連を中心
 とする世界の動向が日本の人権教育や教育制
 度に大きな影響を与えていることを説明して
 いる。各自治体の取り組みの例として札幌市
 の「子どもの権利条約」を取り上げ(前述し
 た DVD も視聴させている)その他の取り組
 みが無いグループで調べて, 共有する作業
 を行った。以下 2 枚のスライドは札幌市の子
 どもの権利条約とそれに関連する取り組みを
 紹介したものである。

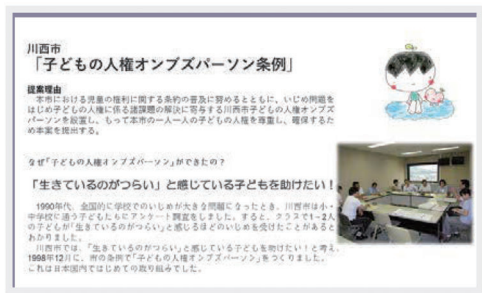


課題

「子どもの権利条約」の日本への影響を調
 べ、グループで共有しよう

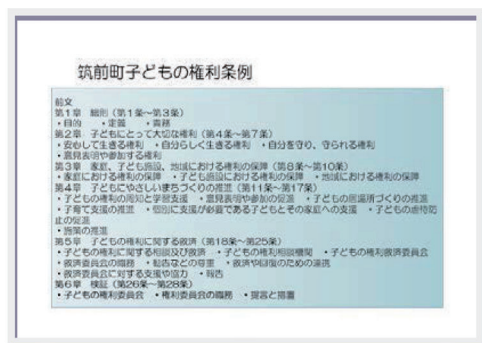
次時, 学生からの調査結果をスライドにし
 て提示し, 全体で共有したものを右に示した。
 札幌市のことについても知らなかったという
 学生が多く, 人権教育の重要性を痛感した。





受講生から出た子どもの権利に関する取り組みを共有したスライド

- ・八王子市 ・川崎市
- ・川西市 などが発表された。



最後に「筑前町子どもの権利条例」を配布し、教師の主導するいじめによって自殺した福岡の中学校2年生男子生徒の事例を紹介した。

子どもの権利に関する取り組みには、二度とあってはならない、命と人権にかかわる事故の存在が背景にあったこと、また教師の人権意識の欠如が生徒の未来を断ち切り、死に追いやったことを理解させた。

第10回、11回、14回については現場の先生に臨時講師として参加して頂き、学校現場での様々な実践について人権教育の現状を含めお話しいただき命と未来を預かる教師としての使命感や生徒理解を深める機会としている。

「教育行政論」では法令に基づき考えることのできるリーガルマインドの育成に重点を置きながら、教師という立場で学校現場に立った時、人格を持ったかけがえのない存在

として生徒を見る姿勢の育成に力を注いでいる。北星学園大学の持つ人を大切にしている校風を身に付け、人権尊重の学校現場を構成する良き人材として地域の学校で活躍してほしいと考えるからである。

6. おわりに

現在の学校を取り巻く課題は多岐に渡るが、いじめや不登校、虐待など人権に関わる問題は子どもの成長に深い傷跡を残す点で深刻な問題である。

問題の解決には、他人を尊重し、人権という視点で物事を考えられる感性を教育の場で涵養しなければならないと強く感じている。

寛容で思いやりを持った社会の構築は長い時間と人々の努力が必要であるが、学校と家庭と地域が連携し、社会全体で取り組むべき課題であることは言うまでもない。

そして良い教師の育成が不可欠である。

私はこれまで、社会科、地歴公民科の教員として授業を通し「人権」教育を行うとともに、管理職として人権と連携をキーワードに事業を立ち上げ実施してきた。そしてその経験をもとに、教職を目指す学生のみならず、教育における「人権」について講義を通し共に学んでいる。本稿ではこれまでの実践と社会の動きをまとめ、今後の教育行政論における「人権教育」の方向性を考察していきたいと考えている。

「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」が人権に関する問題の背景として指摘した人々の中に見られる「同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在」をなくすことは容易ではないが、社会を変える原動力となるのは、個人が深く考え、行動することの必要性である。深く考えることには、変化に対応する力、経験から学ぶ力、批判的な立場で考え行動する力が含まれている。

このような社会にあって、これからの時代の教育と教師にはこれらの視点を生かし、グローバルズムや、知識基盤型社会に適応していくとともに、すべての人の人権を重んじ行動できる人間力を涵養することが必要となるのではないかと考えている。

[参考文献]

- 人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 平成20年 3 月 PP.9～13
PP.18～20
- 小学校学習指導要領平成10年告示
小学校学習指導要領平成20年告示
中学校学習指導要領総則平成11年告示
中学校学習指導要領平成21年告示
一般財団法人総合初等教育研究所 小学校新学習指導要領改訂の要点 文溪堂 2017年
中央教育審議会・答申 (平成9年6月)
各都道府県・指定都市教育委員会が作成する「人権教育指導資料」について (平成30年) 文部科学省
人権教育・啓発に関する基本計画 (平成14年) 法務省